

令和3年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
都市整備部（道路課）			
<p>道路占用料について（収入ほか） 道路占用料について、次の問題点がみられた。いずれも前回・前々回の定期監査において指摘事項又は注意事項としていたものである。適切な事務処理をされたい。</p> <p>（1）前年度以前からの継続占用に係る占用料について、鳥取市道路占用料徴収条例第6条第2項の規定に沿わず年度の始めに前納徴収されていないものがあること。（鹿野町総合支所産業建設課、河原町総合支所産業建設課所管分）</p> <p>（2）道路占用許可書の作成において、公印審査を受けることなく、道路課所管の公印を使用しているものがあること。 （鳥取市道路占用料徴収条例第6条第2項、文書取扱規程第31条、第32条）</p>	<p>（1）継続占用料の納付処理は、事務処理手順に基づき令和5年4月精査、5月中旬までに納付書を発行することに努め、5月中旬以降は2週間に1回ペースで各支所産業建設課に確認をとりながら事務処理を進め、全ての事案が6月30日までに納付完了となり改善が図れました。</p> <p>（2）道路占用許可申請書チェックリストを作成し、公印審査についてもこの中で確認できるよう取扱い、令和4年1月から適正に対応しています。 また、公印審査が漏れている案件については全て確認し適正な事務処理に改めました。</p>	R5. 8. 30	